

調査・研修等計画届出書

令和 元年 9月 10 日

瀬戸市議会議長 様

議員名 白井 淳 

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期日	令和 元年 9月 28 日から 9月 29 日まで（泊2日）	
調査先・研修名	市民オンブズ全国大会 in 岐阜・2019	
会場名（会場所在地）	岐阜市文化産業交流センター（じゅうろくプラザ）	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	<p>「市民オンブズマン的自治会学」のススメ ～自治会（町内会）、その病理と処方～ ○自治会（町内会）は、自治の基礎としての地域住民の自主的な活動が目的です。市町村が行う事務の補助を担うこともあります。他方で、自治会をめぐり、さまざまな紛争や訴訟も起きています。多様化する社会での自治組織の望ましいあり方、期待される姿を探ります。</p> <p>○各種の全国調査の報告・まとめ</p> <ul style="list-style-type: none">・政務活動費開示度・執行率調査・落札率調査・包括外部監査の通信簿発表	
議長名の依頼	要 <input checked="" type="radio"/> 不要	依頼先（名称） なし
同行者名	なし	

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和元年 10月 2日

瀬戸市議会議長様

議員名 臼井 淳



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和元年 9月 28日から 9月 29日まで（泊2日）
調査先・研修名	市民オンブズ全国大会 in 岐阜 2019
会場名（会場所在地）	岐阜市文化産業交流センター「じゅうろくプラザ」
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	「市民オンブズマン的自治会学」のススメ ～自治会（町内会）、その病理と処方～ ○自治会（町内会）は、自治の基礎としての地域住民の自主的な活動が目的です。市町村が行う事務の補助を担うこともあります。他方で、自治会をめぐり、さまざまな紛争や訴訟も起きています。多様化する社会での自治組織の望ましいあり方、期待される姿を探ります。 ○各種の全国調査の報告・まとめ ・政務活動費開示度・執行率調査・落札率調査 ・包括外部監査の通信簿発表・情報公開の問題点
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
今回の研修会のポイントは2つ ●自治会をなぜ今考えるか。地方自治の陰の主役 ・自治会、町内会、区会等名称は様々。大阪市内では「地域振興会」と呼ばれている。学術上も確立した定義、呼称はない。 ・法的な位置づけもはっきりしない。巨大なブラックボックス ●情報公開 ・事例報告として「マイナンバー業務再委託問題についての情報公開事案」について説明。制度的な問題として「改正行審法の下での地方公共団体における情報公開請求の手続き」についての報告と情報公開による文書の特定に問題がある。	

調査先（主な質疑・応答内容）／研修（受講後の感想）

●自治会（町内）は、一般的に地縁的な住民組織と言われている。そして、自治会と地域の個人とのトラブルや会計の不正問題、ひいては自治会を使った地元議員の応援など、自治会をめぐる問題は全国で起こっている。

自治会の性格の一つは、組織規範が確立していない。法人格はない状況。団体としての権利義務の取得が難しい。なお、地方自治法上の認可地縁団体であり、非民主的運営を行っている。行政と自治会との関係は、相互依存として行政連絡係り、地域住民からの情報収集及び取りまとめ役を担っているが、近年、加入率は低下傾向。身近な問題こそ難しい面がある。自治会及び町内会を理想的に運営できるのであれば、理想的に運営することも可能ではないか。

●情報公開の問題＝「マイナンバー業務再委託問題についての情報公開請求事案について、マイナンバー法の安全性にかかる問題と事前の承諾のない再委託が頻繁している。また、改正行政不服申立審査法の下での地方公共団体における情報公開審査請求の手続きについて、審査委員の行う事務を審査庁が行うことが前提の規定としている。しかし、審査請求では条例に基づく情報公開の審査会の審査と法に基づく審査庁の二階建てにどう対処するべきなのか。

- ・開示請求に対しての自治体の文書取扱の特定に問題が生じている。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

●私の地域の自治会（町内会）を考えてみる。

市役所との関係性＝毎年度約1千8百万円の補助金を各自治会連区に配分し、広報誌の配布・ゴミ収集所の管理等の業務をお願いしている。また、街路灯の管理や防犯パトロール、地域防災訓練、敬老会、成人式、地域力向上委員会など一部活動として行われている。現在の世帯加入率（自治会参加）の状況と今後問題として出てくるのが、超高齢化に伴う自治会のなり手不足（萩山台は、特に高齢化率が高い地域）が生じ、活動機能の低下を招き、存続の危機もあり得る。今回の自治会については、特に、自治会が特定議員を政治的に応援しているケースが見え隠れしており、自治会を法的に説明すれば、住民によって任意に組織された地縁団体で、外部の人間から見えづらくしている点など、現状の整理とどこに問題を抱えているのかを把握しねければならない。

●情報公開の問題については、本市での審査請求に対する弁明・反論等の手続きをどのように行っているのか確認しなければならない。そして、実際に開示請求の取り扱いの中で、文書の特定を開示請求者にキチンと説明しているのか疑問を感じている。これまでの中で、所管課によっては、文書の特定を決める場合に、該当する公文書の説明義務を怠っている場合がある。こうした情報公開法や条例での手続きが適正に履行しているのかを問わなければならないと思う。

以上